

意見提出者

(順不同、敬称略)

提出者名
小森 秀司
日本検査キューエイ株式会社 (JICQA)

JAB MS200-2008「マネジメントシステム認証機関の認定の手順」改定案(D2)へのパブリックコメント及び処置

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
1	小森 秀司	7.2	6	Q	「なお、初回審査では、事務所審査を事業所審査及び組織審査立会に先立ち実施する。」について「初回審査では、」を削除しているが、その理由は何か？ 「初回認定審査」はともかく、13項の「臨時監査」、14.3.2項の「拡大審査」の場合を除き、「サーベイランス」及び「更新審査」においても事務所審査を最初に実施しなければならないことになるが、組織立会に伴う受審組織との調整作業も含め、認証機関との審査スケジュール調整において一つの制限事項となるため、認定機関及び認証機関双方にとって不必要に審査計画の調整を難しくすることにならないか？		回答： 6～9項は、初回認定審査に関する記述であるため、「初回審査では」という記述を削除しました。 サーベイランス及び更新審査における組織審査立会に関しては、調整が難しくなるのではないかと懸念しておられますが、「サーベイランス」及び「更新審査」においても事務所審査を最初に実施しなければならないとは規定していません。11.2「サーベイランス現地審査の実施時期に関する通知」及び12.3「更新審査の実施時期に関する通知」で記述するように、認証機関と合意の上で本協会が決定します。また事務所審査の期日(10.2)とは別に、必要な数の事例に立ち会うことができるように計画を行います(10.4)。
2	小森 秀司			Q	附属書 A 等で国外の認証機関に対する認定の手順及び国外の認定機関との認定業務の下請負や合同認定審査活動要領が規定されているが、(本基準に限らず必要な) JAB 殿の基準類の英文版は公開されているのか？(JAB 殿の英文 HP には未掲載と思われる)	英文版未作成の場合は、必要な基準類について作成し、HP 等に掲載する。	ご意見ありがとうございます。現時点では英文版は公開しておりませんが、ご意見は今後の参考にさせていただきます。
3	JICQA	附属書 B2.2 a)	1	T	B2.1 i)「ASRP プログラムの設計へのインプットに利用される組織審査(組織の内部監査への立会いを含む)の予定表」の規定より、CB が過去の審査報告書等に基づいて机上のみで ASRP 適用可と判断することはありえないものと理解する。 しかるに、B2.2 a)の原文では、「設	ASRP 認定のための審査においては、 原則として 設計へのインプットとなる情報を収集する活動を含む、ASRP プログラム設計のプロセスを審査する。	: B2.1 i)で要求する予定表は、該当する場合の要求であり、「CB が過去の審査報告書等に基づいて机上のみで ASRP 適用可と判断することの可能性を否定するものではありません。 「原則として」としたのは、ASRP プログラムの設計へのインプットに利用する組織審

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
					計へのインプットとなる情報を収集する活動」を審査しない場合もありうることになってしまう。		査への立会いが実施できない場合の代替を行う場合があることを想定したためです。しかし、「設計へのインプットを収集する活動」は、必ずしも立会いに限らないことを考慮し、「原則として」を削除します。
4	JICQA	B2.2 d)	1~	T	B2.2 a)が強調する「ASRP プログラム設計のプロセス」確認のために JAB が立会う組織審査の予定がない場合は、認定を授与すべきでない。07 年版は「ASRP を適用する審査の予定」であったから、まずは仮免で、の意味で理解できた。 「認定の拡大」の 14.3.4「立会い」は、いずれかの申請分野で必ず組織審査に立会う前提であり、ASRP の場合、全く立会いなしで認定を授与するのはあまりにも乱暴すぎる。	ASRP プログラムの設計へのインプットに利用される組織審査への立会は、 原則として認定授与に先立って実施する。 ただし、 (以下、全文抹消)	: 「…代替する。」を「…代替することがある。」に修正します。 書類審査と事務所審査で ASRP プログラムの設計に関する力量が十分確認されること、及びその後行われる審査に立ち会うことを代替条件にしており、立会いをまったく行わないというのではありません。 ただし、代替は例外であることを示すために表現を変更します。
5	JICQA	B2.4	2~3	T	附属書 B による認定授与は仮免であり、ASRP 適用の組織審査への立会は単に「認定期間に少なくとも 1 回」ではなく、「最初の適用審査」に立会って CB の力量を評価・確認すべきである。	これには、認定周期のうち適切なタイミングで当該機関が最初に実施するの少なくとも一回の ASRP を適用した組織審査への立会いを含む。	× : 「附属書 B による認定授与は仮免」という位置づけではありません。 なお、ASRP 適用の組織審査に認定周期の中で立会い、運用状況の適切性を確認します。この確認結果が適切でない場合は ASRP 認定に影響が生じることに留意ください。
6	JICQA	B2.6		Q	「基準工数から、70%を下回る工数にまで削減する場合、実施前に本協会に特定の承認を受けなければならない」とありますが、特定の承認を受けるのは、初回の 1 回でよいのでしょうか、それとも審査の度に必要になるのでしょうか。 また、特定の承認を受けるのが、初回の 1 回でよいとした場合、基準工数からの削減率を変更した場合は、その都度、特定の承認を受ける必要があるのでしょうか。		: 「個別の組織に対する ASRP プログラムを計画するに当たって」とありますように、1 つの組織の計画を初めて行うときに、申請をしていただくこととなります。 ただし、削減率の変更など ASRP プログラムの調整を行う場合、再度、特定の承認を受けていただくこととなります。 なお、明確化のため、新 B2.7.5 に以下の規定を設けます。 「既に特定の承認を受けた組織に対する ASRP プログラムの調整(審査工数の変更を含む)を計画する場合、それに先立ち、再度

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
							特定の承認を受けなければならない。本協会は、計画する変更の内容に応じて、B2.7.1～B2.7.4 に準じて審査及び決定を行う。」
7	JICQA	B2.6.2		Q	特定の承認で、審査を行う理由を説明して欲しい。		回答： 特定の承認の可否を判断するために、書類審査で、当該組織に対する ASRP プログラム設計の概略を確認し、さらに事務所審査で、設計の詳細及びその適切性を確認するものです。
8	JICQA	B2.6.2		Q	特定の承認で、「書類審査」と「事務所審査」を行う理由を説明して欲しい。		7 参照
9	JICQA	B2.6.4		Q	「本協会は、特定の承認の可否を決定し・・・」とありますが、認定委員会が決定するのでしょうか。		回答： 認定委員会が承認の可否を決定します。 なお、明確化のため、次のとおり修正します。 「B2.7.4 特定の承認の可否に関する決定 特定の承認の可否は、認定委員会が決定する。」 また、あわせて B2.3 及び附属書 C の C2.2 も同様に修正いたします。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。